（締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い）

68－５－16

(1) 令第36条の３第３項（令第50条の２の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項又は第61条第４項の規定による締約国原産地証明書等の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書」（Ｃ－5295）２通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第１項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち１通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、２か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(2) 令第36条の３第５項（令第50条の２の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第５項又は第61条第４項の規定による締約国品目証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国品目証明書提出猶予申出書」（Ｃ－5295－1）２通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第１項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち１通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、２か月以内で適当と認める期間とするものとする。